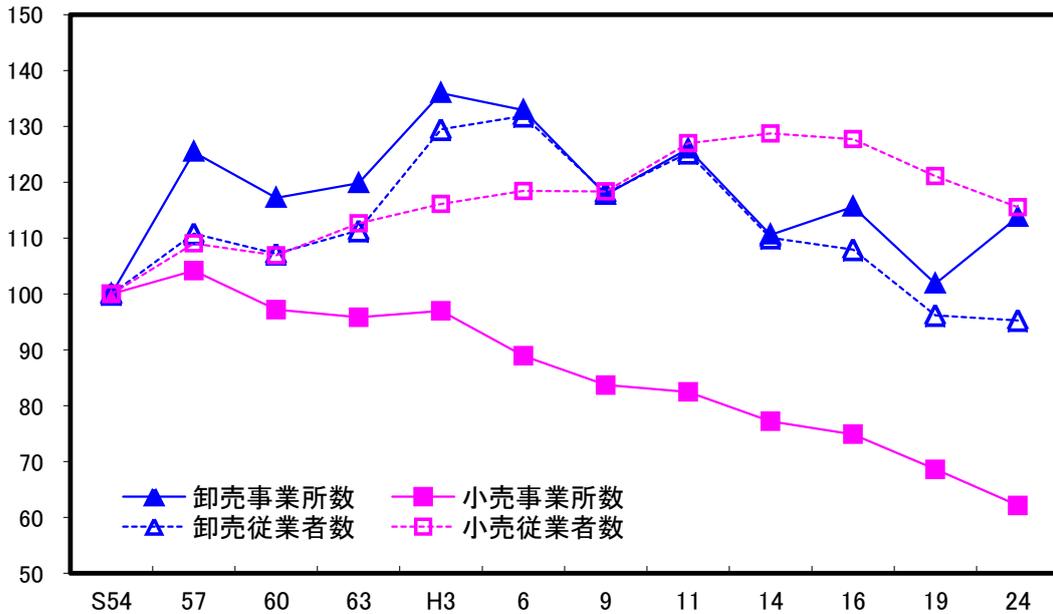


熊本県の卸売業・小売業の推移（昭和54年＝100）



※ 平成19年以前の数値は、「商業統計調査」の数値。

解 説

【概要】

平成24年の県内卸売業・小売業の事業所数は、卸売業が4,659事業所で、前回の平成19年に対し11.7%増加し、小売業が17,038事業所で9.4%減少した。また、従業者数では、卸売業が36,139人（▲0.9%）、小売業が108,457人（▲4.6%）と減少している。

昭和54年以降の動きを見ると、卸売業の事業所数、従業者数、小売業の従業者数は増減があるものの、最新の数値は大きく変わっていない。しかし小売業の事業所数のみほぼ一貫して減少していることが分かる。

○年間商品販売額

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の商品販売額

○従業者

調査日現在で、当該事業所の業務に従業している者のことで、個人業主と無給家族従事者、有給役員、常用雇用の計をいう。

※ 平成24年の数値は、管理・補助的経済活動を行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売商品販売額（仲立手数料を除く）、小売商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所を含む

○卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- (2) 建設業、製造業、宿泊業、官公庁、学校、病院などの産業用使用者に大量又は多額に商品を販売する事業所
- (3) 主として業務用に使用される商品を販売する事業所
- (4) 製造業の会社が、別の場所で経営する自己製品の卸売事業所
- (5) 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
- (6) 主として手数料を得て、他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所

○小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

等

資料出所	調査期日	調査周期
「平成24年経済センサスー活動調査」 総務省統計局	平成24年2月1日	5年